〔様式　1〕

事 務 事 業 評 価 表

平成１４年度	主要事業計画対象の有無	無		電話	042（769）8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉	課		
事務事業名	住宅改修相談事業			事業コード	11210

1 総合計画における位置づけ

政　策　名	Ⅰ　第　1　章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第　2　節	いきいきとした高齢社会の創造	13　年度
施　策　名	第　1　施策	地域ケアサービスの充実	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市住宅改修相談員設置要綱、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

3 事業概要

（1）事業の目的

高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。

（2）対象（誰、何）

市民一般

対象数

（3）平成13年度事業の内容

保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員（非常勤特別職）を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行った（週2日開設、利用負担なし）。また必要に応じて、相談員と理学療法士（場合により福祉事務所ケースワーカーも同行）による訪問調査を行い、改修に関する指導助言等を行った。（南北で月1回実施）

・H13年度実績　相談件数131件、訪問調査件数14件

・H13年度予算　相談員報酬3，360千円（日給15，000円×112日×2人）、費用弁償101千円

（4）総合計画･実施計画における概要

なし

（5）個別計画の概要

計　画　名

計画年次　　年度～　　年度

なし

4 評価指標

指標名	① 1日あたりの取扱件数(平均)	②	③
指標式	年間取扱件数/相談員配置日数（2人）（H13年度145件/224日＝0.6件）		
指標設定の意図	利用状況を表す		

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

		平成11年度 実績	平成12年度 実績	平成13年度（評価対象年度） 実績	平成13年度（評価対象年度） 目標	平成14年度 目標
指標①				a 1	b 1	
指標②				c	d	
指標③				e	f	
事業費	決算（予算）額			3,158	3,461	3,390
	人員・時間数			0.083人	0.083人	0.083人
	人件費			702	702	702
	その他経費					
	合計	0	0	3,860	4,163	4,092
特定財源				2,367	2,595	2,542

6 個別評価

(1) 達成度･･･目標をどれだけ達成したか

評価		
C	A：達成している　(α≧100%) B：一部達成していない(100%>α≧80%) C：達成していない　(80%>α)	α＝①、②、③の平均値 ＝ 60.0%

①	②	③
a 0.6 / b 1.0 ×100= 60.0%	c / d ×100=	e / f ×100=

理由：	相談事業は、要綱に基づき、良好に実施されたが、取扱件数が低かったため。

(2) 必要性･･･時代変化に適応した事業内容か

評価		理由：
A	A：適応している B：一部適応していない C：適応していない	介護予防支援の観点からも、市民に情報提供や、専門的指導･助言をしていくことは、重要である。

(3) 経済性･効率性･･･費用対効果は妥当か

評価		理由：
A	A：妥当である B：一部妥当でない C：妥当でない	介護予防を進める上で、住宅環境について専門的な指導等は重要と考える。

(4) 事業の代替性･･･県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か

評価		理由：
A	A：代替の可能性ない B：代替の可能性低い C：代替の可能性高い	介護予防支援の観点からも、市民に情報提供や、専門的指導･助言をしていくことは、重要である。

(5) 市民満足度･･･対象市民の満足は得られているか

評価		理由：
A	A：満足できる B：一部満足できない C：満足できない	利用者負担は無料であること。相談員が1級建築士の資格をもつ専門家であること。

(6) 有効性･･･当該事業は上位の施策を実現する上で有効か

評価		理由：
A	A：有効である B：一部有効である C：有効でない	在宅生活の支援を進める中で、住宅環境の整備を推進し、介護予防を図る上で有効である。

≪評価バランスチャート≫

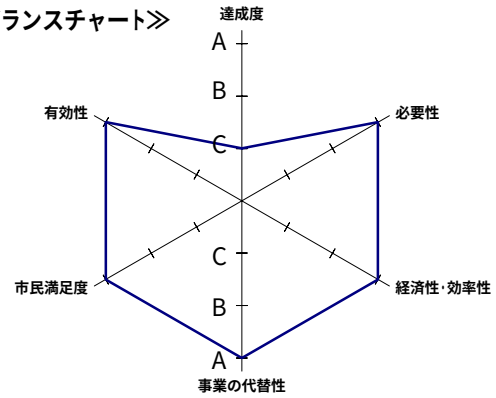

成果向上の余地	
☑ ある ☐ ない	説明： 利用増を図るため、周知方法を検討する。

コスト改善余地	
☐ ある ☑ ない	説明： 報酬は、基準単価であるため

7 総合評価

評価		他自治体の類似事業との比較	
	AA		他市での実施もあるが、本市より開催回数は少ない。
	★★★★☆		

今後の進め方		説明
☑	継　続	在宅生活の支援を進める中で、住宅環境の整備を推進し、介護予防を図る上で有効である。なお、更に利用推進を図るため、周知方法を検討する。
☐	見直し	
☐	廃　止	
☐	完　了	

8 二次評価における変更点